

日高市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
（会長及び委員） 第3条 防災会議は、会長及び委員<u>40人</u>以内をもって組織する。 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 （2）埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 （3）埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 （4）市長が職員のうちから指名する者 （5）教育長 （6）埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長及び日高市消防団長 （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 （8）<u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u>のうちから市長が任命する者 （9）<u>その他防災上必要な機関及び団体に属する者</u>のうちから市長が任命する者 6 <u>前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 7 略 （専門委員） 第4条 略 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び関係指定地方公共機関の職員並びに<u>学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者</u>のうちから市長が任命する。 3 略	（会長及び委員） 第3条 防災会議は、会長及び委員<u>30人</u>以内をもって組織する。 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 （2）埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 （3）埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 （4）市長が職員のうちから指名する者 （5）教育長 （6）埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長及び日高市消防団長 （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 （8）<u>知識経験を有する者</u>のうちから市長が任命する者 6 <u>前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 7 略 （専門委員） 第4条 略 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、<u>関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者</u>のうちから市長が任命する。 3 略